

令和6年8月19日

滝川市環境市民委員会について

1. 目的

滝川市は平成15年1月1日に環境都市宣言を行い、地域の優れた環境を再生し、美しい地球を未来に引き継ぐため、環境にやさしいまちづくりに努めることを誓いました。

その後、平成16年9月17日に滝川市環境基本条例を施行し、「環境への負荷の少ない循環型社会の構築」、「河川をはじめとするあらゆる水環境の保全及び人と自然の共生」、「環境に優しい持続可能な農業の促進」、「市民の主体的な参加と自主的な取組」を推進することを基本理念に掲げました。この基本理念を実現するため、市民、市民団体及び事業者の意見を基に環境基本計画を策定しましたが、その成果及び実施状況について評価検討を行うため、滝川市環境市民委員会を設置することとなりました。

2. 委員会について

(1) 委員 委員10名以内で組織

(2) 委員の選出

学識経験を有する者、市民並びに市民団体及び事業者から選出された者のうち市長が適当と認める者並びに公募により選出された者により構成し、市長が委嘱

(3) 任期 2年

3. 委員会の内容

(1) 開催回数

年2回程度開催

時間は1～2時間程度

(2) 令和6年度の開催予定

第1回 委員会の趣旨

年次報告書（令和5年度）について

滝川市の環境施策に関する評価シートについて

今後の日程

第2回 評価報告書案の検討及び作成

4. 評価報告書の提出

委員長・副委員長より、作成した評価報告書を市長に提言します。